明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令（財務二）　一
〔告示〕
○平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（財務八三）　一
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（同八四）　二
○青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における国税に関する申告期限等を延長する件（国税庁八）　二

省令

○財務省令第二号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十五日　財務大臣　野田　佳彦

個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により、災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第四号の厚生労働省令で定める基準を定める省令（平成十二年厚生省令第八十六号）第二条第一号に該当するものとして災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた区域に居住する、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第七条第一項第二号に該当する者が同条同項の規定による請求をするときにおいて、取扱機関が当該請求者と面識がある場合その他の当該請求者が当該区域に居住していることを確認できる場合にあっては、同条第三項に定める書類が提出されたものとみなす。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

2　この省令は、平成二十三年四月十五日以前に発行され又はこの省令の公布の日以前に発行された個人向け国債について適用する。

告示

○財務省告示第八十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、同項の特定災害として平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震を指定し、次に掲げる地域を同項の特定災害により相当な損害を受けた地域として指定する。

平成二十三年三月十五日　財務大臣　野田　佳彦

指定地域
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

○財務省告示第八十四号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、平成二十三年三月十一日から平成二十五年三月三十一日までの間に支出された寄附金について適用する。

平成二十三年三月十五日　財務大臣　野田　佳彦

社会福祉事業に関する民間奉仕活動を行う団体等が平成二十三年東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震（平成二十三年三月十二日に発生した長野県北部を震源とする地震をいう。）による被災者の救援活動等に必要な資金に充てるものとして、社会福祉法人中央共同募金会に対して支出された寄附金の全額